

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項

1 方針

沖縄県立高等学校入学者選抜は、高等学校及び中学校教育の正常な発展を期し、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科等で学ぶための能力や適性等を適切に判定し、入学者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、入学志願先の高等学校長（以下「志願先高等学校長」という。）が学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第90条の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 学力検査は、中学校における国語、社会、数学、理科及び英語の5教科について、特色選抜及び一般選抜志願者全員に対して行う。なお、英語については、聞き取り検査を実施する。
- (4) 各高等学校においては、学校独自の計画に基づき、学力検査等を一部付加し、実施することができる。
- (5) 一斉に実施する学力検査の問題は県教育委員会が作成し、各高等学校において一部付加して実施する学力検査問題等は各高等学校が作成する。

2 特色選抜

(1) 出願資格

中学校又はこれに準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下、「中学校等」という。）を募集年度の3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者のうち、次のア及びイに該当するもの

ア 沖縄県内の中学校等に籍をおく者

イ 志願先高等学校が定める「求める生徒像」及び「選抜において重視する観点」を理解し、志願先高等学校の特色選抜出願要件等を満たす者

(2) 実施学科 すべての学科

(3) 出願要件 高等学校長が定める。

(4) 募集人員 各学科の募集人員は、当該学科の募集定員ごとに次のア及びイに掲げる割合とし、高等学校長が定める。ただし、高等学校長は、特に必要と認める学科の募集人員については、当該割合によらず、県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）と協議して定めることができる。

ア 普通科 20パーセント以内

イ 普通科以外の学科 40パーセント以内

(5) 出願期間 出願期間については、教育長が別に定める。

(6) 出願区域 志願者は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号。以下「通学区域に関する規則」という。）により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）、1コースに出願することができる。

(7) 出願手続

ア 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。

また、志願者は、沖縄県立学校入学者選抜Web出願システム（以下、「Web出願システム」という。）において、志願に必要な情報（以下、「志願情報」という。）を登録する。ただし、特色選抜のみの出願は認めない。

(ア) 特色選抜入学志願書（特色第1号様式）（Web出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者に限る。）

(イ) 写真票（特色第3号様式）

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入す

る。

- (ウ) 住民票謄本等（マイナンバー掲載なし、本人・保護者等の氏名・続柄記載あり。必要事項の記載があれば、住民票抄本・住民票記載事項証明書でも可）

ただし、沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない全日制普通科に出願するもののみとする。また、住民票謄本等は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。

- (エ) 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次のa及びbの者のみとする。

- a 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

- b 沖縄本島、宮古島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者

- (オ) 入学考査料等減免申請書（第10号様式）

特色選抜に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）に定める入学考査料等減免申請書を提出したときは、免除するものとする。

- イ 中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

- (ア) 特色選抜入学志願書（特色第1号様式）（前記アの(ア)で提出のあった者に限る。）

- (イ) 特色選抜志願者名簿（特色第2号様式）（Web出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者のみ記載する。）ただし、Web出願システムで志願情報を登録した者については、Web出願システムから出力される名簿を添えて提出するものとする。

- (ウ) 写真票（特色第3号様式）

- (エ) 調査書（第4号様式）

- (オ) 住民票謄本等（前記アの(ウ)で提出のあった者に限る。）

- (カ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記アの(エ)で提出のあった者に限る。）

- (キ) 入学考査料等減免申請書（第10号様式）（前記アの(オ)で提出のあった者に限る。）

(8) 選抜の方法

- ア 高等学校長は、選抜項目として定めた学力検査の成績、面接の結果、学校独自検査の成績、実技検査の成績等を基にして選抜を行う。ただし、学力検査の成績については、一般選抜の学力検査（各教科配点60点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点50点）を成績として取扱うものとする。

- イ 学力検査以外の選抜項目（面接、学校独自検査、実技検査等）の実施時期等については、高等学校長が別に定める。

- (9) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。

- (10) 入学手続 高等学校長が定めるものとする。

- (11) 不合格者の取り扱い

特色選抜で不合格となった者は、「3 一般選抜」における入学者選抜を行う。

3 一般選抜

(1) 出願資格

- ア 中学校等を募集年度の3月に卒業見込みの者

- イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

- (2) 募集定員 募集定員は、別に定める。

- (3) 出願期間 出願期間は、教育長が別に定める。

- (4) 出願区域 志願者は、通学区域に関する規則により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）、1コースに出願することができる。ただし、同一校における他の課程、他の学科に第二志望（コースの場合は第2希望）を出願することができる。

- (5) 出願手続

- ア 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。
また、志願者は、Web出願システムにおいて、志願情報を登録する。
- (ア) 入学志願書（第1号様式）（Web出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者に限る。）
- (イ) 写真票（第3号様式）
出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
- (ウ) 住民票謄本等（マイナンバー掲載なし、本人・保護者等の氏名・続柄記載あり。必要事項の記載があれば、住民票抄本・住民票記載事項証明書でも可）
ただし、次のa及びbの者のみとする。また、住民票謄本等は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。
- a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない全日制普通科に出願するもの
- b 志願者が県外の中学校等の出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない全日制普通科に出願するもの
- (エ) 確約及び証明書（第5号様式）
ただし、次のa及びbの者のみとする。
- a 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者
- b 沖縄本島、宮古島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者
- (オ) 入学考査料等減免申請書（第10号様式）
連携型中高一貫教育に係る入学者選抜に出願している者は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）に定める入学考査料等減免申請書を提出したときは、免除するものとする。
- (カ) 健康診断書（第12号様式）
ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。
- イ 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長が指定した期間内に一括して提出するものとする。ただし、入学考査料については、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜に出願している者を除く。
- (ア) 入学志願書（第1号様式）（前記アの(ア)で提出のあった者に限る。）
- (イ) 入学志願者名簿（第2号様式）（Web出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者のみ記載する。）ただし、Web出願システムで志願情報を登録した者については、Web出願システムから出力される名簿を添えて提出するものとする。
- (ウ) 写真票（第3号様式）
- (エ) 調査書（第4号様式）
- (オ) 住民票謄本等（前記アの(ウ)で提出のあった者に限る。）
- (カ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記アの(エ)で提出のあった者に限る。）
- (キ) 入学考査料等減免申請書（第10号様式）（前記アの(オ)で提出のあった者に限る。）
- (ク) 健康診断書（第12号様式）（前記アの(カ)で提出のあった者に限る。）
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。
- (ア) 入学志願書（第1号様式）
- (イ) 志願先高等学校長が必要と認める書類
- エ 志願者が県外の中学校等の出身者で保護者が県外に居住している場合は、次の手続きによる。
- (ア) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの入学志願のための許可願（第15号様式）を募集年度の1月20日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日でない日）までに教育長に提出し、許可を受けな

なければならない。

- (イ) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは、前記(ア)の許可願と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）及び身元引受人の住民票（出願の日前3か月以内に発行されたもの）を提出しなければならない。
 - (ウ) 前記(ア)の許可願、入学志願書（第1号様式）、調査書（第4号様式）及び志願先高等学校長が必要と認める書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。
- (6) 志願変更及び手続
- ア 志願変更
 - (ア) 入学志願締切りの結果、一般選抜志願者数が募集定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校等の校長及び志願先高等学校長が適当と認めた者は、志願した高等学校、課程、学科又はコースの変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。
 - (イ) 同一志願高等学校における課程、学科又はコースの変更も志願変更手続に準じて行うものとする。ただし、第二志望（コースの場合は、第2希望）の変更については、志願状況に関わらず、取消や追加も含めて志願変更ができる。
 - (ウ) 志願変更の可能な人員は、一般選抜志願者数が募集定員を下回らない範囲内とする。
 - (エ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。
 - イ 志願変更の日程 志願変更の日程については、教育長が別に定める。
 - ウ 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。
 - エ 出身中学校等の校長は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先高等学校長にこれを提出し、志願先高等学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料は返却しない。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。
 - オ 志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「3 一般選抜」の「(5) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望（コースの場合は、第2希望）のみの変更については、志願先高等学校長に志願変更願（第6号様式）で申し出るだけでよい。
- (7) 選抜の方法
- ア 高等学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
 - イ 選抜委員会は、出身中学校等の校長から提出された調査書（第4号様式）、学力検査の成績及び面接等の結果を基にして選抜を行う。
 - ウ 選抜は、調査書（第4号様式）及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書（第4号様式）と学力検査等の成績との比重は、原則として5対5とする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、4対6から6対4の範囲内で教育長と協議して定める比重とすることができる。
 - エ 学校、学科、コース等の特色に応じて学力検査実施教科ごとの配点を変えることができる。
 - オ 職業に関する学科を2以上置いている高等学校は、学科をくくり募集とすることができる。
 - カ 名護高等学校のフロンティア科、球陽高等学校の文理探究科、開邦高等学校の学術探究科及び宮古高等学校の文理探究科は、それぞれくくり募集とすることができる。
- (8) 学力検査
- ア 学力検査の期日及び時間割
学力検査の期日及び時間割については、教育長が別に定める。
 - イ 検査時間及び配点
学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。
 - ウ 検査の場所

- (ア) 原則として一般選抜志願先高等学校とする。
- (イ) 通学区が広域にわたる高等学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができる。

a 委託検査場

名護高等学校	宮古高等学校
久米島高等学校	八重山高等学校
知念高等学校（久高中学校出身の志願者に限る。）	
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場	

b 出張検査場

特別に指定する地域	検査場
伊平屋村	伊平屋村離島振興総合センター
伊是名村	伊是名村産業支援センター
伊江村	伊江村農村環境改善センター
北大東村	北大東村人材交流センター
南大東村	南大東村立多目的交流センター
粟国村	粟国村東ふれあいセンター
渡名喜村	渡名喜村多目的活動施設
渡嘉敷村	渡嘉敷中央公民館
座間味村（阿嘉・慶留間を除く）	座間味中学校
阿嘉・慶留間	阿嘉中学校
多良間村	ふれあいフクギ館
西表	竹富町離島振興総合センター
波照間	はてるまふれあいセンター
与那国町	与那国中学校

エ 検査の実施

- (ア) 高等学校長は、学力検査員を指名し、教育長が別に定める沖縄県立高等学校入学者選抜学力検査実施要領（以下「検査要領」という。）に基づいて学力検査を実施する。
- (イ) 委託検査場にあつては、委託検査場の高等学校長が検査要領によって委託された志願者の学力検査を実施する。
- (ウ) 出張検査場にあつては、教育長の派遣する学力検査員が出張検査場における検査要領に基づいて実施する。
- (エ) 志願者の中に委託検査場又は出張検査場において受検する者のいる高等学校長は、委託・出張検査場受検者名簿（第7号様式）、面接票、その他必要書類を、委託検査場の場合は委託検査場の校長あてに、出張検査場の場合は教育長あてに送付しなければならない。
- (オ) 委託検査場の校長は、検査終了後、答案、受検者名簿、面接票、その他必要書類を速やかに志願先高等学校長あてに送付すること。
- (9) 面接等 面接等は、志願者全員について一般選抜志願先高等学校長の定めるところにより実施する。
- (10) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。

4 第2次募集

高等学校長は、合格者が募集定員に満たない学科・コースにおいて、第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

- ア 全日制課程へ出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者とする。
- イ 定時制課程へ出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者及び「3 一般選抜」の「(1) 出願資格」の各号のいずれかに該当する者で学力検査を受検しなかったものとする。

(2) 出願期間 出願期間については、教育長が別に定める。

(3) 出願手続

ア 一般選抜の学力検査を受検した者は次の手続による。

(ア) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）、1コースに出願することができる。この場合、同一校における他の課程、他の学科に第二志望（コースの場合は第2希望）を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。

(イ) 志願者は、第2次募集を実施する高等学校に加えて、第2次募集を実施する県立特別支援学校高等部の1校・1学科・1コースへ併願することができる。（ただし、出願は志願前相談を受けた者に限る。）出願手続については別に定める。

(ウ) 志願者は次の書類に入学考査料を添えて出身中学校等の校長に提出しなければならない。この場合、入学考査料は減額する。

a 第2次募集入学志願書（第8号様式）

b 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次の(a)及び(b)の者のみとする。

(a) 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

(b) 沖縄本島、宮古島、石垣島若しくは久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外的高等学校に出願する者

c 入学考査料等減免申請書（第10号様式）

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。

(エ) 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

a 第2次募集入学志願書（第8号様式）

b 第2次募集志願者名簿（第9号様式）

c 調査書（第4号様式）（一般選抜で提出したものと内容は同じもの）

d 確約及び証明書（第5号様式）（前記4の(3)のアの(ウ)のbで提出のあった者に限る。）

e 入学考査料等減免申請書（第10号様式）

(オ) 志願先高等学校長は志願者が学力検査を受検した高等学校長に次の書類の提供を求める。

a 学力検査成績証明書（第14号様式）

b 写真票（第3号様式）

c 健康診断書（一般選抜で提出のあった者に限る。）

d その他の書類（自己申告書、県外からの入学志願のための許可願、配慮願等。一般選抜で提出のあった者に限る。）

(カ) (オ)の出願書類等の提供を求められた高等学校長は、当該志願者に係る前記(オ)の書類を当該志願者の志願する第2次募集志願先高等学校の長へ送付する。

イ 定時制課程に出願する者のうち、学力検査を受検しなかったものは、「3 一般選抜」の「(5) 出願手続」に準ずる。

(4) 志願変更及び手続

ア 志願変更 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、学科又はコースを変更（以下「2次志願変更」という。）することができる。

イ 2次志願変更の日程 2次志願変更の日程については、教育長が別に定める。

ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願（第11号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。

エ 出身中学校等の校長は、所定の期間内に志願先高等学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類（同一志願高等学校における学科又はコースの変更にあつては、第2次募集入学志願書。4の(4)のエ及びオにおいて同じ。）の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料と入学考査料等減免申請書は返却しない。

なお、郵送による２次志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ ２次志願変更をする者は、返却された第２次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「４ 第２次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望（コースの場合は、第２希望）のみの変更については、志願先高等学校長に第２次募集志願変更願（第11号様式）で申し出るだけでよい。

(5) 選抜の方法

ア 全日制課程

選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第４号様式）、面接等の結果を資料として行う。

イ 定時制課程

(ア) 学力検査を受検した者については、学力検査成績証明書（第１４号様式）、調査書（第４号様式）、面接等の結果を資料として行う。

(イ) 学力検査を受検しなかった者については、当該高等学校長の定めるところによって実施する学力検査の結果、調査書（第４号様式）、面接等の結果を資料として行う。

(ウ) 学力検査を受検しなかった者のうち、過年度卒業者については志願先高等学校長の定めるところにより学力検査を免除することができる。

(6) 学力検査成績証明書の取扱い

学力検査成績証明書（第14号様式）については、一般選抜の学力検査（各教科配点60点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点50点）を記載するものとする。

(7) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。

5 特別募集

定時制課程において、高等学校長は、特別に募集を行うことができる。

(1) 出願資格 出願できる者は、勤労者等で満20歳（募集年度の３月31日現在）以上の者とする。

(2) 出願期間 出願期間については、教育長が別に定める。

(3) 出願手続 出願手続については、「３ 一般選抜」の「(5) 出願手続」に準ずる。

(4) 選抜の方法 選抜は、作文及び面接の結果と出身中学校等から送付された調査書その他必要な書類に基づいて行なう。

(5) 検査期日 検査期日については、教育長が別に定める。

(6) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。

6 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 出願資格

連携型中学校を募集年度の３月に卒業見込みの者。（久米島高等学校においては連携型中学校を募集年度の前年度に卒業した者を含む。）

(2) 実施学科

ア 本部高等学校普通科

イ 久米島高等学校普通科

ウ 久米島高等学校園芸科

(3) 募集人員

募集人員は、当該学科の募集定員内とし、特に定めない。

(4) 出願期間

出願期間は、教育長が別に定める。

(5) 出願手続

ア 志願者は、原則として連携型高等学校の１課程、１学科に出願することができる。

イ 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて、在籍する連携型中学校長に提出しなければならない。

また、志願者は、Web出願システムにおいて志願情報を登録する。ただし、連携型選抜のみの出願は認めない。

- (ア) 連携型中高一貫教育に係る入学志願書（連携第1号様式）（Web出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者に限る。）
- (イ) 写真票（特色第3号様式）
出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。
- (ウ) 連携型高等学校長が定める書類
- ウ 連携型中学校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて連携型高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
 - (ア) 連携型選抜志願書（連携第1号様式）（前記イの(ア)で提出のあった者に限る。）
 - (イ) 連携型選抜志願者名簿（連携第2号様式）（Web出願システムが利用できず、志願情報を登録できない者のみ記載する。）ただし、Web出願システムで志願情報を登録した者については、Web出願システムから出力される名簿を添えて提出するものとする。
 - (ウ) 写真票（特色第3号様式）
 - (エ) 連携型高等学校長が定める書類
- (6) 選抜の方法
 - ア 連携型高等学校長は、連携型中学校長から提出された連携型高等学校長が定める書類、面接等の結果を資料として選抜を行う。
 - イ 面接等は連携型高等学校長の定めるところにより実施する。
- (7) 選抜結果の通知及び入学の確約
選抜結果の通知及び入学の確約については、教育長が別に定める。
- (8) 合格発表
合格発表については、教育長が別に定める。
- (9) 入学手続
連携型高等学校長が定めるものとする。
- (10) 不合格者の取り扱い
連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の結果、不合格となった者は、「3 一般選抜」における入学者選抜を行う。この場合にあっては、この要項の定めるところにより、関係書類を提出するものとし、当該出願に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に定める入学考査料等減免申請書を提出したときは、免除するものとする。
- (11) 連携型中学校に在籍する者は、連携型高等学校への特色選抜は志願できない。
- (12) 連携型中学校以外の中学校から連携型高等学校を志願する場合は、この要項の定めるところにより特色選抜、一般選抜及び第2次募集を行う。

7 併設型中高一貫教育に係る入学

- (1) 併設型中高一貫教育校において、併設型中学校を募集年度の3月に卒業見込みの者で併設型高等学校へ入学を希望するものについては、入学者選抜は行わない。
- (2) 併設型中学校以外の中学校から併設型高等学校を志願する場合は、この要項の定めるところにより特色選抜、一般選抜及び第2次募集を行う。
※名護高等学校の普通科に関する、併設型中学校以外の中学校からの特色選抜についての募集人員は、併設型高等学校の入学定員から併設型中学校の入学定員を減じた数の20%以内とする。また、フロンティア科に関する、併設型中学校以外の中学校からの特色選抜についての募集人員は、併設型高等学校の入学定員から併設型中学校の入学定員を減じた数の40%以内とする。
※与勝高等学校に関する、併設型中学校以外の中学校からの特色選抜についての募集人員は、併設型高等学校の入学定員から併設型中学校の入学内定者の数を減じた数の20%以内とする。
※球陽高等学校及び開邦高等学校に関する、併設型中学校以外の中学校からの特色選抜についての募集人員は、併設型高等学校の入学定員から併設型中学校の入学内定者の数を減じた数の40%以内とする。

8 調 査 書

- (1) 中学校等に、校長を委員長とする調査書委員会を置く。
- (2) 調査書（第4号様式）の作成方法は、教育長が別に定める。
- (3) 高等学校長は、出身中学校等の校長の提出した調査書（第4号様式）に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

9 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立高等学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校等の校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。手続の詳細については、別に定める。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

10 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校等の校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えるものとする。

11 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い

- (1) 障害等のある生徒の県立高等学校受検の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式1）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者手帳等の写しを中学校等の校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。手続の詳細については、別に定める。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

12 その他

- (1) 高等学校長は、この要項に基づいて募集要項を作成し、募集年度の10月末日までに県教育委員会に送付し、学校ホームページに掲載する。
- (2) 中学校等の校長は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する中学校生徒指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票並びにキャリアパスポート（小6－6「18歳の私へ ～小学校1年から小学校6年までの6年間～」および中3－5「18歳の私へ ～中学校3年間の振り返りとこれからへ～」）を募集年度の3月末日までに高等学校長に提出する。
- (3) 出願書類等に記載された個人情報については、沖縄県教育委員会における個人情報の保護に関する規則及び沖縄県情報公開条例に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。
- (4) この要項に定めるもののほか、入学選抜の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の実施に関し、教育長が定める事項等について

1 特色選抜

(1) 出願期間

ア 出願期間は、令和8年2月2日（月）から2月3日（火）午後2時までとする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先高等学校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

なお、Web 出願システムにおける志願情報の登録は、1月20日（火）から1月30日（金）正午までとする。

イ 高等学校長は、受付締切り後、受付状況を令和8年2月3日（火）午後5時までに、県教育庁県立学校教育課へメールで報告すること。

(2) 合格発表

ア 令和8年3月17日（火）午前9時に志願先高等学校ホームページにおいて発表する。

イ 高等学校長は、合格者に対し、中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

2 一般選抜

(1) 出願期間

「1 特色選抜」の「(1) 出願期間」に同じ。

(2) 志願変更及び手続

ア 志願変更の日程

(ア) 各高等学校、課程、学科、コースごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和8年2月3日（火）に発表し、入学志願変更後受付状況については令和8年2月17日（火）に発表する。

(イ) 志願変更申出期間

令和8年2月6日（金）及び2月9日（月）の2日間とする。

(ウ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和8年2月16日（月）及び2月17日（火）の2日間とする。

また、出身中学校等の校長は、入学願書取り下げ及び再出願後、Web 出願システムにおける志願情報の更新を行うものとする。

(エ) 前記(イ)及び(ウ)の受付時間は、1日目は午前9時から午後4時、2日目は午前9時から午後2時までとする。

(オ) 高等学校長は、受付締切り後、受付状況を令和8年2月17日（火）午後5時までに県教育庁県立学校教育課へメールで報告すること。

(3) 学力検査の期日及び時間割等

時間 \ 月日	第 1 日 目 3月4日(水)	第 2 日 目 3月5日(木)
第 1 時 限 (10:00~10:50)	国 語	社 会
第 2 時 限 (11:15~12:05)	理 科	数 学
(12:05~13:00)	昼 食	
第 3 時 限 (13:15~14:05)	英 語	

(4) 所持品の取扱い

ア 受検者は検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規（三角定規は可。ただし、分度器及び分度器機能付き定規、三角スケールは不可。）
- ・コンパス（分度器機能付きは不可。）

イ 受検者は検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）
- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可。）
- ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したの）

(5) 合格発表

ア 令和8年3月17日（火）午前9時に志願先高等学校ホームページにおいて発表する。

イ 高等学校長は、合格者に対し、中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

ウ 高等学校長は、合格発表に際し、受検者本人の学力検査得点について、志願先高等学校において（第2次募集の合格発表の日から起算して1月以内）個人情報の保護に関する法律第69条第1項による利用目的内の情報提供として提供（開示）が可能であることを周知すること。

3 第2次募集

(1) 出願期間

ア 第2次募集の出願期間は、令和8年3月18日（水）及び3月19日（木）の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先高等学校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

イ 前記アの受付時間は、1日目は午前9時から午後4時、2日目は午前9時から午後2時までとする。

ウ 高等学校長は、受付締切後、受付状況を令和8年3月19日（木）午後5時までに県教育庁県立学校教育課へメールで報告すること。

(2) 志願変更及び手続

ア 志願変更の日程

(ア) 各高等学校、課程、学科、コースごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和8年3月19日（木）に発表し、入学志願変更後受付状況については令和8年3月23日（月）に発表する。

(イ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間
令和8年3月23日（月）

(ウ) 前記(イ)の受付時間は、午前9時から午後2時までとする。

(エ) 高等学校長は、受付締切り後、受付状況を令和8年3月23日（月）午後5時までに県教育庁県立学校教育課へメールで報告すること。

(3) 合格発表

ア 令和8年3月27日（金）午前9時に志願先高等学校ホームページにおいて発表する。

イ 高等学校長は、合格者に対し、中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

4 特別募集

(1) 出願期間

ア 出願期間は、令和8年2月2日（月）及び2月3日（火）の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、志願先高等学校長が特別の事情があると認めた場

合はその限りではない。

イ 前記アの受付時間は、1日目は午前9時から午後4時、2日目は午前9時から午後2時までとする。

ウ 高等学校長は、受付締切り後、受付状況を令和8年2月3日（火）午後5時までに県教育庁県立学校教育課へメールで報告すること。

(2) 検査期日

検査期日は、令和8年3月5日（木）とする。

(3) 合格発表

ア 令和8年3月17日（火）午前9時に志願先高等学校ホームページにおいて発表する。

イ 高等学校長は、合格者に対し、中学校等の校長を通じて合格したことを通知する。

5 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査等（以下、「本検査」という。）の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 検査の場所

一般選抜志願先高等学校

(2) 申し出等の日程及び手続

ア 申し出期間は、令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）の2日間とする。

イ 前記アの受付時間は、1日目は午前9時から午後4時、2日目は午前9時から正午までとする。

ウ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検第1号様式）に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、一般選抜志願先高等学校へ提出すること。

エ 高等学校長は、受付締切り後、受付状況を令和8年3月5日（木）午後5時までに、県教育庁県立学校教育課へメールで報告すること。

(3) 追検査の期日及び時間割等

月 日 時 間	3月9日（月）
第 1 時 限 (9:00～9:50)	国 語
第 2 時 限 (10:05～10:55)	理 科
第 3 時 限 (11:10～12:00)	英 語
(12:00～12:45)	昼 食
第 4 時 限 (13:00～13:50)	社 会
第 5 時 限 (14:05～14:55)	数 学

(4) 所持品の取扱い

「2 一般選抜」の「(4) 所持品の取扱い」に同じ。

(5) 合格発表

「2 一般選抜」の「(5) 合格発表」に同じ。

6 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 出願期間

ア 出願期間

本部高等学校、久米島高等学校

出願期間は、令和8年2月2日（月）から2月3日（火）午後2時までとする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、連携型高等学校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

なお、Web 出願システムにおける志願情報の登録は、1月20日（火）から1月30日（金）正午までとする。

イ 連携型高等学校長は、受付締め切り後、受付状況を令和8年2月3日（火）午後5時までに、県教育庁県立学校教育課へメールで報告すること。

(2) 選抜結果の通知及び入学の確約

ア 選抜の結果については、連携型高等学校長が令和8年2月13日（金）までに連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の結果の通知書（連携第3号様式）により連携型中学校長を通じて本人に通知する。

イ 連携型中高一貫教育に係る入学確約書（連携第4号様式）は、連携型中学校長を経由して、令和8年2月20日（金）までに志願した連携型高等学校長に提出しなければならない。

ウ 入学確約書を提出した者は、県内外を問わず他の公立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）に出願してはならない。

(3) 合格発表

令和8年2月20日（金）までに入学確約書の提出のあった者については、令和8年3月17日（火）午前9時に出席した連携型高等学校ホームページにおいて連携型中高一貫教育に係る合格者として発表する。

7 併設型中高一貫教育に係る入学

(1) 入学希望届

ア 併設型中高一貫教育校において、併設型中学校を募集年度の3月に卒業見込みの者で併設型高等学校へ入学を希望する者は、令和8年1月8日（木）午後4時までに入学希望届（様式は併設型高等学校長が定める）を併設型高等学校長へ提出するものとする。

イ 併設型高等学校長は、受付締め切り後、受付状況を令和8年1月9日（金）正午までに県立学校教育課へメールで報告すること。

(2) 入学予定者への通知及び入学確約

ア 併設型高等学校長は、令和8年1月9日（金）までに入学決定に係る通知書（様式は併設型高等学校長が定める）により本人に入学内定を通知すること。

イ 入学内定に係る通知書を受け取った者は、併設型中高一貫教育校に係る入学確約書（様式は併設型高等学校長が定める）を令和8年1月16日（金）までに併設型高等学校長に提出しなければならない。

ウ 入学確約書を提出した者は、県内外を問わず他の公立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）に出願してはならない。

8 調査書の作成方法

(1) 「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。

ただし、Web出願システムを利用して出願した者を除く。

(2) ※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

(3) 記入事項のない欄には斜線を引く。

(4) 「① 各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。

ア 「観点別学習状況」の欄は1年～3年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。

イ 「評定」の欄は、絶対評価による5段階の目標に準拠した評価で記入する。

- ウ 「総合的な学習の時間の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- (5) 「② 特別活動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- (6) 「③ 行動の記録」の欄は指導要録に基づいて記入する。
- (7) 「④ 総合所見」の欄は指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格（例 英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。）についても、この欄に記入する。
- (8) 「⑤ 出欠の記録」の欄は次のように記入する。
- ア 1年及び2年は指導要録に記入されたものを転記する。
- イ 3年は令和7年12月28日現在で記入する。
- ウ 出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、()内に内数として記入する。
- エ 備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が10日以上の場合、理由もあわせて特記する。（ただし、病欠については回数のみ）また、前記ウで相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。
- (9) 「⑥ 健康所見」の欄は健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、募集年度の4月以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。
- 過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和8年1月以降に行った健康診断書（第12号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）
- (10) 令和4年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。

9 その他

高等学校長は、沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項3の(5)のア及びイに定める書類以外に、選抜上特に必要と認める資料については、教育長と協議して定め、中学校等や志願者へ求めることができる。